ふじ総合法律会計事務所弁護士費用規定

平成１６年６月１日 施行、平成１７年３月１日 、平成２０年３月３日、平成２１年６月１５日 、平成２６年３月２８日 、令和元年５月１日、令和３年５月１日、令和７年８月１日改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は、当事務所所属の弁護士が、その職務に関して受ける弁護士の受託業務の対価等に関する基準を示すことを目的とする。

（弁護士費用の種類）

第２条　弁護士費用は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、成功報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

２　前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	法的意見書等、依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。受任弁護士の責任で委任契約が解除された場合以外返還されることはない。
成功報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、着手金とは別にその成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。全く不成功に終わったときは、成功報酬金は発生しない。
手数料	原則として１回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	所属弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

（弁護士費用の支払時期）

第３条　着手金は、事件等の依頼を受けたときに、成功報酬金は、事件等の処理が成功して終了したときに、その他の弁護士費用は、この規定に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

（事件等の個数等）
第４条　弁護士費用は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件も裁判外の事件等も、当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。裁判上の事件は、審級ごとに一件とする。但し、引き続き上訴審を受任したときは、着手金は別にして、審級ごとに成功報酬金が発生するものではなく、最終審の成功報酬金のみとする。

（弁護士の費用請求権）
第５条　所属弁護士は、依頼者に対し、本規定に準拠して弁護士費用を請求するものとする。

２　事案の重大性、複雑性等に鑑み、弁護士複数体制で対応する場合は、所属弁護士は依頼者と協議の上、この規定に定める弁護士費用の金額に、必要な金額又は割合を加算することができる。

３　依頼を受けた事件が下記のいずれかに該当するときは、所属弁護士は依頼者と協議のうえ、着手金、成功報酬金について、(a)(b)に関してはそれぞれ標準額の２倍を限度として、(c)(d)(e)に関しては３倍を限度として増額の特約を明示した書面でなすことが出来る。

(a)依頼を受けた事件が特に重大若しくは複雑なとき
(b)依頼を受けた事件の審理若しくは処理が著しく長期にわたると予想されるとき
(c)依頼を受けた事件が全部の事件の量的な一部請求であり、当該事件の結果が実質的には全部の事件に及ぶ蓋然性が高いとき
(d)依頼を受けた事件が依頼者の社会的地位や名誉等の非財産的利益に大きく関わるものであり、対象経済的利益を本費用規定に単純に当てはめたのでは事案の重大性に比し、あまりに低額となってしまうとき
(e)依頼を受けた事件の相手方及びその関係者が、暴力団、右翼、極左過激派集団の構成員及びカルト集団の狂信的信者等であり、担当弁護士（家族、事務職員も含む）に対し実力行使を行う蓋然性があり、担当弁護士（家族、事務職員も含む）に身体的危険が生じる蓋然性があるとき

（消費税に相当する額）
第６条　この規定に定める額は、消費税を含まない表示である。

第２章　法律相談料等

（法律相談料）
第７条　法律相談料は、１回（１時間以内）２万円を原則とし、以後１時間ごとに１万円が加算されることを原則とする。

（書面による鑑定料）
第８条　法的意見書の作成等、書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	一鑑定事項につき 10 万円以上 50 万円以下

２　前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、所属弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第３章　着手金及び成功報酬金

第１節　　民事事件

（民事事件の着手金及び成功報酬金の算定基準）
第９条　本節の着手金及び成功報酬金については、この規定に特に定めのない限り、着手

金は事件等の対象の経済的利益の額を、成功報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

（経済的利益の算定可能な場合）

第１０条 前条の経済的利益の額は、この規定に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

(1)　金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）

(2)　将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額

(3)　継続的給付債権は、債権総額の１０分の７の額。ただし期間不定のものは、１０年分の額

(4)　賃料増減請求事件は、増減額分の１０年分の額（ただし、増減額の１０年分の合計額が１億５，０００万円を超える時は、１億５，０００万円で計算する）

(5)　所有権は、対象たる物の時価相当額

(6)　占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の２分の１の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の２分の１の額を超えるときは、その権利の時価相当額

(7)　建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の３分の１の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の３分の１の額を加算した額

(8)　地役権は、承役地の時価の２分の１の額

(9)　担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額

(10)　不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第(5)号、第(6)号、第(8)号及び前号に準じた額

(11)　詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

(12)　共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の２分の１の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額

(13)　遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額

(14)　遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

(15)　金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第(1)号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

(16)　会社の経営権争奪を巡る事件は、過去３年間の平均総役員年間報酬額の４年分の額

（経済的利益の算定不能な場合）

第１１条 前条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を８００万円とする。

２　所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（民事事件の着手金及び成功報酬金）

第１２条 訴訟事件、調停事件、非訟事件、審判事件、仲裁事件その他裁判外の紛争解決手続（Ａ．Ｄ．Ｒ等）の着手金及び成功報酬金は、この規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ表１のとおり算定する。具体的な金額は、表２のＡの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

表１

経　済　的　利　益　の　額	着 手 金	成功報酬金
３００万円以下の部分	８％	１６％
３００万円を超え３，０００万円以下の部分	５％	１０％
３，０００万円を超え３億円以下の部分	３％	
３億円を超える部分	２％	

表２

経　済　的　利　益　の　額	着 手 金	成功報酬金
３００万円以下の場合	Ａ × 8%	Ａ × 16%
３００万円を超え３，０００万円以下の場合	(Ａ × 5%＋９万円)	(Ａ × 10%＋ 18 万円)
３，０００万円を超え３億円以下の場合	(Ａ × 3%＋ 69 万円)	
３億円を超える場合	(Ａ × 2%＋ 369 万円)	

２　前項の着手金及び成功報酬金は、事件の内容により、２０％の範囲内で増減額することができる。但し、第５条２項３項に規定する場合は、この限りではない。

３　着手金の最低額は、前２項の規定にかかわらず、３０万円とする。但し、特に事案簡明である事件については、所属弁護士は依頼者と協議の上、３０万円を下回る着手金の金額を定めることができる。

（示談交渉事件）

第１３条 示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金は、この規定に特に定めのない限り、前条の各規定により算定された額の２分の１に減額することが出来る。但し、成功報酬金はこの限りでない。

（契約締結交渉）

第１４条 示談交渉事件を除く契約締結交渉（基本的事実関係や金額等にほとんど対立がなく、相手方と交渉して契約書等にまとめあげ調印するような業務）の着手金及び成功報酬金は、対象金額を基準として、それぞれ表１のとおり算定する。具体的な金額は、表２のＡの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

表１

対　象　金　額	着 手 金	成功報酬金
３００万円以下の部分	２％	４％
３００万円を超え３，０００万円以下の部分	１％	２％
３，０００万円を超え３億円以下の部分	０．５％	１％
３億円を超える部分	０．３％	０．６％

表２

対　象　金　額	着 手 金	成功報酬金
３００万円以下の場合	Ａ × 2%	Ａ × 4%
３００万円を超え３，０００万円以下の場合	(Ａ × 1%＋３万円)	(Ａ × 2%＋６万円)
３，０００万円を超え３億円以下の場合	(Ａ × 0.5%＋18 万円)	(Ａ × 1%＋36 万円)
３億円を超える場合	(Ａ × 0.3%＋78 万円)	(Ａ × 0.6%＋156 万円)

２　前項の着手金及び成功報酬金は、事案の内容により、２０％の範囲内で増減額することができる。

３　前２項の着手金は、１５万円を最低額とする。

４　契約締結に至り成功報酬金を受けたときは､契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

５　契約締結交渉案件のうち、会社の合併、分割、営業譲渡、Ｍ＆Ａ等の商事案件については、上記表の３倍の額を着手金、成功報酬金の基準として協議決定する。

国際法務案件については、上記表の５倍の額を着手金、成功報酬金の基準として協議決定する。その際依頼者との協議により、成功報酬金については、成功報酬金に替えて後記第３６条の時間制を採用し、業務終了時にタイムチャージによる手数料の支払いを受けることも出来るものとする。

６　前項の契約締結交渉商事案件については、契約締結交渉過程における交渉の立会い、助言、戦略立案等をいい、契約書等の合意文書の作成、修正、内容のチェック等を含むが、デューデリジェンス業務は含まないものとする。

（督促手続事件）

第１５条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ表１のとおり算定する。具体的な金額は、表２のＡの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

表１

経　済　的　利　益　の　額	着　手　金
３００万円以下の部分	２％
３万円を超え３，０００万円以下の部分	１％
３，０００万円を超え３億円以下の部分	０．５％
３億円を超える部分	０．３％

表２

経　済　的　利　益　の　額	着　手　金
３００万円以下の場合	A × 2%
３００万円を超え３，０００万円以下の場合	（A × 1%＋ 3 万円）
３，０００万円を超え３億円以下の場合	（A × 0.5%＋ 18 万円）
３億円を超える場合	（A × 0.3%＋ 78 万円）

２　前項の着手金は、事件の内容により、２０％の範囲内で増減額することができる。
３　前２項の着手金は、５万円を最低額とする。
４　督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第１２条の規定により算定された額と前３項の規定により算定された額との差額とする。
５　督促手続事件の成功報酬金は、第１２条の規定により算定された額の２分の１とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

（行政事件の特則）

第１６条 行政庁の処分等に関する監査請求、異議申立、訴訟事件については、経済的利益が算定可能な場合は第１２条に準拠して弁護士費用を算出し、それ以外は事案の複雑さ、公益性等を考慮し、協議して定めるものとする。但し、着手金の最低額は８０万円とする。

（手形、小切手訴訟事件の特則）

第１７条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び成功報酬金は、経済的利益の額を基準として、第１２条の金額の半額とする。但し、通常訴訟に移行すれば、第１２条の金額で計算し直すものとする。
２　前項の着手金及び成功報酬金は、事件の内容により２０％の範囲内で増減額することができる。
３　前２項の着手金は、５万円を最低額とする。

（貸室明渡事件の特則）

第１８条 建物の一部分や貸室明渡請求訴訟事件の着手金、成功報酬金については、賃料（賃料相当損害金や相場の賃料額を含む）を基準として次表のとおりとする。

着手金	賃料３ヶ月分相当額に消費税を加算した金額（但し最低額２０万円）
成功報酬金	賃料４ヶ月分相当額に消費税を加算した金額（但し最低額２０万円）

２　前項の着手金及び成功報酬金は、事件の内容により２０％の範囲内で増減額することができる。

３　貸室明渡請求事件の示談交渉着手金は賃料の２ヶ月分相当額に消費税を加算した金額にすることができる。その後訴訟になった場合は、賃料１ヶ月分相当額に消費税を加算した金額が追加着手金となる。

第１８条の２　建物の区分所有等に関する法律第５７条及び６０条に基づく競売の請求の着手金及び成功報酬金は、次表のとおりとする。

着手金	２０万円以上７０万円以下
成功報酬金	４０万円以上１４０万円以下

２　前項の着手金及び成功報酬金については、その請求が認められた後の同法第５９号に基づく競売申立についての弁護士費用を含むものとする。

３　滞納管理費等の金銭請求を同時に行う場合には、別途弁護士費用を請求できるものとする。

（離婚事件）

第１９条 離婚事件の着手金及び成功報酬金は、次表のとおりとする。

離婚交渉事件・離婚調停事件	着手金	３０万円～８０万円
	成功報酬金	５０万円～１００万円
離婚訴訟事件	着手金	５０万円～１００万円
	成功報酬金	７０万円～１２０万円

２　離婚交渉事件・離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任したときには、離婚訴訟事件を受任した時に、離婚訴訟事件の着手金から離婚交渉事件・離婚調停事件の着手金を差し引いた残額を追加する。

３　離婚交渉事件・離婚調停事件、離婚訴訟事件において慰謝料などの財産的給付を伴うときには、第１２条の規定により算定された着手金及び成功報酬金を加算して請求するものとする。

４　子どもの親権又は監護権をめぐる紛争、親子関係の存在又は不存在、嫡出否認等経済的給付を伴わない調停又は審判事件、訴訟については次表のとおりとする。但し、子供の身柄引渡請求に関する事件については、次表の倍額を基準とする。

着手金	３０万円～８０万円
成功報酬金	５０万円～１２０万円

（境界に関する事件の特則）

第２０条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟、その他境界に関する訴訟等の着手金及び成功報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び成功報酬金	それぞれ８０万円以上とする

２　前項の着手金及び成功報酬金は、第１２条の規定により算定された着手金及び成功報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

（保全命令申立事件等）

第２１条　仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第１２条の規定により算定された額の２分の１とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の３分の２とする。

２　前項の事件が重大又は複雑であるときは、第１２条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の３分の１の報酬金を受けることができる。

３　第１項の手続きのみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第１２条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

４　保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第１項及び第２項の規定を準用する。

５　第１項の着手金及び第２項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

６　保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、１０万円を最低額とする。

（民事執行事件等）

第２２条　民事執行事件の着手金は、第１２条の規定により算定された額の２分の１とする。

２　民事執行事件の報酬金は、第１２条の規定により算定された額の４分の１とする。

３　民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第１２条の規定により算定された額の３分の１とする。

４　執行停止事件の着手金は、第１２条の規定により算定された額の２分の１とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の３分の１とする。

５　前項の事件が重大又は複雑なときは、第１２条の規定により算定された額の４分の１の報酬金を受けることができる。

６　民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、５万円を最低額とする。

（倒産整理事件）

第２３条 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額を基準として、依頼者と協議決定する。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

(1)　個人事業者の自己破産申立事件
　　５０万円以上

(2)　個人の非事業者の自己破産申立事件
　　３０万円以上

(3)　法人の自己破産申立事件
　　１００万円以上

但し、上記着手金には、代表者本人、その他法人の自己破産申立と関連する個人の自己破産申立に係る着手金を含まない。代表者本人その他の個人の自己破産申立に係る着手金については、法人の自己破産申立に係る着手金とは別に、(1) 項又は (2) 項の規定を適用する。

(4) 債権者申立の破産事件

(a)通常型　　１００万円以上４００万円以下

(b)従業員数が５０名を超える法人の場合

４００万円以上１，５００万円以下の間で定める。

(5) 会社整理事件　　１００万円以上

(6) 特別清算事件　　５０万円以上

(7) 会社更生事件　　６００万円以上

２　前項第(1)号及び第(2)号の事件は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、成功報酬金を受けることができる。

３　第１項第(3)号ないし第(7)号の各事件の成功報酬金は、第１２条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

（民事再生事件）

第２４条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

(1) 事業者の民事再生事件　　５００万円以上で、申立時の裁判所への予納金の１５０％～２００％の間で協議決定する

(2) 非事業者の民事再生事件　　２００万円以上

(3) 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件　　５０万円以上

２　民事再生事件の成功報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。

３　第１２条の規定は、前項の成功報酬金の決定について準用する。

４　第２項の成功報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。

５　所属弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。

６　前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第２項の成功報酬金を受領している場合には当該成功報酬金の額を考慮する。

（任意整理事件）

第２５条 任意整理事件（第１２条第１項又は前条第１項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

(1) 事業者の任意整理事件　　５０万円以上

(2) 非事業者の任意整理事件　　２０万円以上

２　前項の事件が清算により終了したときの成功報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表１の通り算定する。具体的な金額は、各号の表２のＡの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

(1) 所属弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

表１

５００万円以下の部分	１５％
５００万円を超え１，０００万円以下の部分	１０％
１，０００万円を超え５，０００万円以下の部分	８％
５，０００万円を超え１億円以下の部分	６％
１億円を超える部分	５％

表２

５００万円以下の場合	A × 15%
５００万円を超え１，０００万円以下の場合	（A × 10%＋ 25 万円）
１，０００万円を超え５，０００万円以下の場合	（A × 8%＋ 45 万円）
５，０００万円を超え１億円以下の場合	（A × 6%＋ 145 万円）
１億円を超える場合	（A × 5%＋ 245 万円）

(2)　依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供受けた配当源資額につき

表１

５，０００万円以下の部分	３％
５，０００万円を超え１億円以下の部分	２％
１億円を超える部分	１％

表２

５，０００万円以下の部分	A × 3%
５，０００万円を超え１億円以下の部分	（A × 2%＋ 50 万円）
１億円を超える部分	（A × 1%＋ 150 万円）

３　第１項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの成功報酬金は、第１２条第３項の規定を準用する。

第２５条の２　事業者又は非事業者の金融業者に対する債権債務関係の整理を主たる目的とする交渉事件については、前項の規定にかかわらず、着手金は、交渉を要する相手方金融業者（以下「相手方」という。）数に応じ、以下の範囲内の額とすることができる。但し、最低額を５万円とする。

相手方１件につき　　２万円以上４万円以下

２　前項の事件の成功報酬金は、各相手方毎に、次の(1)(2)(3)の合計額とする。但し、依頼者と協議のうえ、(1)(2)(3)のうち一部を発生させないことができる。

(1)　相手方との間で支払総額及び支払方法につき合意が成立した場合
２万円以上４万円以下

(2)　(1)の合意内容が相手方請求に係る債務額（利息制限法による引き直し後のもの）から減額をさせたものである場合
減額分の１０％相当額に消費税を加えた額

(3)　相手方から過払金を回収した場合
回収額の２０％相当額に消費税を加えた額

３　前２項における相手方の数については、着手金ないし成功報酬金の各発生時において、それぞれ、交渉すべき相手方の法人数ないし自然人数をもって定めることとし、相手方の合併、営業の全部又は一部の譲渡、債権の全部又は一部の譲渡があったことにより、交渉すべき相手方の数に変動があった場合には、その変動結果に従う。

（労働事件）

第２６条　従業員地位確認請求事件等、従業員たる地位をめぐる労使紛争事件の着手金、成功報酬金は、次の額とする。

（使用者が依頼者の場合）

(1)　着手金

示談交渉（団体交渉を含む）	５０万円以上１００万円以下
訴訟事件	８０万円以上２００万円以下

(2)　成功報酬金

示談交渉	５０万円以上
訴訟事件	８０万円以上

(3)　仮処分及び労働審判の着手金は上記訴訟事件と同額とし、仮処分手続又は労働審判手続から本訴に移行した場合は、追加着手金が発生する。追加着手金の額は、上記訴訟事件の金額の２分の１以上とする。

(4)　以上は、地位確認等の対象が従業員一人の場合であるが、複数の従業員の地位確認等が問題となっている案件については、事案の難易度も加味して、(1)～(3)の金額を増加させることが出来る。

（労働者が依頼者の場合）

(1)　着手金

示談交渉	１０万円以上４０万円以下
訴訟事件	２０万円以上６０万円以下

(2)　成功報酬金

示談交渉	２０万円以上
訴訟事件	３０万円以上

(3)　仮処分及び労働審判の着手金は上記訴訟事件と同額とし、仮処分手続又は労働審判手続から本訴に移行した場合は、追加着手金が発生する。追加着手金の額は、上記

訴訟事件の金額の２分の１以上とする

２　未払賃金（退職金を含む）請求事件の着手金及び成功報酬金は、請求金額を基準に第１２条の規定に基づく。但し、所属弁護士は、使用者が依頼者の場合、依頼者との協議により、第１項の規定を準用して未払賃金（退職金を含む）請求事件についての着手金及び成功報酬金を定めることができる。

３　未払賃金等と併せて従業員の地位確認が問題となっている案件については、未払賃金等に係る着手金及び成功報酬金と、第１項の報酬基準で決定した着手金及び成功報酬金を併せて請求することができる。

４　労働委員会における審査の手続の着手金は、３０万円以上とする。

都道府県労働委員会の命令が出された後、引き続き中央労働委員会における再審査の手続きを受任する場合には、追加着手金が発生する。追加着手金の金額は、依頼者との協議によるものとする。

都道府県労働委員会又は中央労働委員会の命令に対して行政訴訟を提起する場合の弁護士費用は、従前都道府県労働委員会における審査の手続又は中央労働委員会における再審査の手続きを受任していたか否かにかかわらず､第１６条の規定によるものとする。

但し、着手金の最低額は８０万円とする。

５　都道府県労働員会における審査、中央労働委員会における再審査、並びに都道府県労働委員会及び中央労働委員会の命令に対する行政訴訟に関する成功報酬金は、着手金の２倍の額を基本とし、事案の内容、難易及び成功の程度に応じ、依頼者と協議の上定める。

第２節　　刑事事件

(刑事事件の着手金)

第２７条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑　事　事　件　の　内　容		着　　手　　金
Ａ．事案簡明事件		
(a)起訴前の場合	①在宅	30 万円以上 80 万円以下
	②身柄	50 万円以上 300 万円以下
(b)起訴後の場合	①在宅	50 万円以上 400 万円以下
（単独）	②身柄	70 万円以上 600 万円以下
※(a)から(b)へ移行したとき、即ち起訴されたときは、差額相当額が追加着手金として発生する。		
(c)起訴され合議事件（裁定合議事件含む）となった場合	①在宅	70 万円以上 500 万円以下
	②身柄	100 万円以上 800 万円以下
※(a)から(c)へ移行したときも同じく、差額相当額が追加着手金として発生する。		
Ｂ．その他の事件		
(a)起訴前の場合	①在宅	50 万円以上 100 万円以下
	②身柄	100 万円以上 500 万円以下

(b)起訴後の場合　　①在宅 （単独）　　②身柄 ※(a)から(b)へ移行したとき、即ち起訴されたときは、差額相当額が追加着手金として発生する。	100 万円以上 500 万円以下 200 万円以上 800 万円以下
(c)起訴され合議事件（裁定合議事件含む）となった場合　　①在宅 ②身柄 ※(a)から(c)へ移行したときも同じく、差額相当額が追加着手金として発生する。	200 万円以上 600 万円以下 300 万円以上 1,000 万円以下
C．再審関係事件	100 万円以上 1,000 万円以下

2　前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、被害弁償などの示談交渉等を伴わない案件で、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が２ないし３開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

3　法定刑に死刑又は無期懲役を含む事件や、商法、会社法違反、税法違反、金融商品取引法違反事件等の特別法違反事件等の外、経済関係事件で金額が１億円を超える重大事件については、依頼者と協議の上、上限金額を超えることを妨げない。

4　実費は、第８章の定めによる。

（刑事事件の成功報酬金）

第２８条 刑事事件の成功報酬金は、次表のとおりとする。

刑　事　事　件　の　内　容	成　功　報　酬　金
A．事案簡明事件	
(a)起訴前の場合　①在宅	
Ⅰ不起訴	30 万円以上 80 万円以下
Ⅱ求略式命令	20 万円以上 60 万円以下
②身柄	
Ⅰ不起訴	50 万円以上 300 万円以下
Ⅱ求略式命令	20 万円以上 200 万円以下
(b)起訴後の場合　①在宅	
（単独）　Ⅰ執行猶予	30 万円以上 300 万円以下
Ⅱ求刑の軽減	10 万円以上 100 万円以下
②身柄	
Ⅰ執行猶予	30 万円以上 300 万円以下
Ⅱ求刑の軽減	20 万円以上 200 万円以下
(c)起訴され合議事件（裁定合議事件含む）となった場合　①在宅	
Ⅰ執行猶予	30 万円以上 400 万円以下

	Ⅱ求刑の軽減	20 万円以上 100 万円以下
	②身柄	
	Ⅰ執行猶予	50 万円以上 500 万円以下
	Ⅱ求刑の軽減	20 万円以上 200 万円以下
Ｂ．その他の事件		
(a)起訴前の場合	①在宅	
	Ⅰ不起訴	50 万円以上 100 万円以下
	Ⅱ求略式命令	20 万円以上 100 万円以下
	②身柄	
	Ⅰ不起訴	100 万円以上 500 万円以下
	Ⅱ求略式命令	30 万円以上 300 万円以下
(b)起訴後の場合	①在宅	
（単独）	Ⅰ無罪	100 万円以上 800 万円以下
	Ⅱ執行猶予	30 万円以上 300 万円以下
	Ⅲ求刑の軽減	20 万円以上 100 万円以下
	②身柄	
	Ⅰ無罪	300 万円以上 1,000 万円以下
	Ⅱ執行猶予	30 万円以上 400 万円以下
	Ⅲ求刑の軽減	20 万円以上 200 万円以下
(c)起訴され合議事件（裁定合議事件含む）となった場合	①在宅	
	Ⅰ無罪	300 万円以上 1,000 万円以下
	Ⅱ執行猶予	50 万円以上 500 万円以下
	Ⅲ求刑の軽減	30 万円以上 300 万円以下
	②身柄	
	Ⅰ無罪	400 万円以上 1,500 万円以下
	Ⅱ執行猶予	70 万円以上 700 万円以下
	Ⅲ求刑の軽減	40 万円以上 300 万円以下
Ｃ．再審関係事件		300 万円以上 1,500 万円以下

２　前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

３　法定刑に死刑又は無期懲役を含む事件や、商法違反、税務訴訟、証券取引法違反事件等の特別法違反事件、経済関係事件で金額が１億円を超える重大事件については依頼者と協議の上、上限金額を超えることを妨げない。

（刑事事件につき同一所属弁護士が引き続き受任した場合等）

第２９条 刑事事件につき同一所属弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、審級ごとに着手金・報酬金を支払うこととするが、前２条の規定を基準に、着手金及び成功報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

（検察官の上訴取下げ等）

第３０条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの成功報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第２８条の規定を準用する。

（保釈等）

第３１条 保釈が認められた時は、保釈保証金の１０％相当額を第２８条の成功報酬金に附加して支払いを受けるものとする。

２　勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び成功報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び成功報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

（告訴、告発等）

第３２条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき３０万円以上とし、成功報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第３節　少年事件

（少年事件の着手金及び成功報酬金）

第３３条 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている場合	５０万円以上２００万円以下
身柄が拘束されていない場合	４０万円以上１００万円以下
抗告、再抗告及び保護取消事件	３０万円以上８０万円以下

２　試験観察に付された場合には、すでに受領した着手金の額の２分の１の額の着手金を追加することができる。

３　少年事件の成功報酬金は次表のとおりとする。

少年事件の結果	成功報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	５０万円以上３００万円以下
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	４０万円以上１００万円以下
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	３０万円以上８０万円以下

４　所属弁護士は、着手金及び成功報酬金の算定につき、非行事実に争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したりなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前２項の着手金及び成功報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び成功報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前２項の着手金及び成功報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。

５　第２項に定める場合以外においても、成功報酬金を受領する事が相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第２項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

（少年事件につき同一所属弁護士が引き続き受任した場合）

第３４条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第４条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

２　少年事件につき、同一所属弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び成功報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

３　所属弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び成功報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を追加して受領することができる。

４　少年事件が、刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び成功報酬金は、本章第２節の規定による。ただし、同一所属弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第４章　手数料

（手数料）

第３５条 手数料は、この規定に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第１０条の規定を準用する。

１　裁判上の手数料

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>分　　類</th><th>手　　数　　料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">証拠保全
（本事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）</td><td>基本</td><td>２０万円に第１２条第１項の着手金規定により算定された額の１０％を加算した額</td></tr>
<tr><td>特に複雑又は特殊な事情がある場合</td><td>所属弁護士と依頼者との協議により定める額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">即決和解
（本手数料を受けたときは契約書作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）</td><td rowspan="2">示談交渉を要しない場合</td><td>300 万円以下の部分　10 万円
300 万円を超え 3,000 万円以下の部分　1 %
3,000 万円を超え 3 億円以下の部分　0.5 %
3 億円を超える部分　0.3 %</td></tr>
<tr><td>示談交渉を要する場合</td><td>示談交渉事件として、第１３条又は第１９条の各規定により算定された額</td></tr>
<tr><td>公示催告</td><td></td><td>即決和解の示談交渉を要しない場合と同額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">倒産整理事件の債権届出</td><td>基本</td><td>５万円以上１０万円以下</td></tr>
<tr><td>特に複雑又は</td><td></td></tr>
</table>

	特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
成年後見等申立事件		４０万円以上
簡易な家事審判 （家事審判事件のうち、紛争性のない事案簡明なもの。）		５万円以上２０万円以下
相続放棄手続	基本手数料（相続放棄申述又は熟慮期間伸長）	１　配偶者、子（孫）　１名につき５万円とする。 ２　父母（祖父母）　１名につき７万円とする。 ３　兄弟姉妹（甥姪）　１名につき１０万円とする。
	熟慮期間経過後の場合	第１２条に基づいて、着手金及び成功報酬金を算定する。 経済的利益については、第１０条(1)号に基づき、原則として、相続放棄申述によって負担を免れようとする被相続人の負債総額により算定する。

２　裁判外の手数料

項　　目	分　　類		手　　数　　料
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本		１０万円以上
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定　型	経済的利益の額が 1,000 万円未満のもの	５万円以上１０万円以下
		経済的利益の額が 1,000 万円以上 1 億円未満のもの	１０万円以上３０万円以下
		経済的利益の額が１億円以上のもの	３０万円以上
	非定型	基本	300 万円以下の部分　10 万円 300 万円を超え 3,000 万円以下の部分　1％ 3,000 万円を超え 3 億円以下の部分　0.3％ 3 億円を超える部分　0.1％
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に 3 万円を加算する。
内容証明郵便作成（弁護士名の表示なし）	基本		５万円～２０万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額

項　　目	分　　類		手　　数　　料	
任意後見契約	任意後見契約書の作成	基本	５万円以上２０万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額	
	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生ずるまでの間になされる訪問による面談		一訪問につき５，０００円以上３万円以下	
	委任事務の処理	任意後見契約に基づく基本委任事務(依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ)の処理	月額５，０００円以上５万円以下	
		基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額 3 万円以上 10 万円以下
			裁判手続等を要する場合	本規定の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は成功報酬金の額

項　　目	分　　類		手　　数　　料
遺言書作成	定型		10 万円以上 20 万円以下
	非定型	基本	300 万円以下の部分　20 万円 300 万円を超え 3,000 万円以下の部分　1 % 3,000 万円を超え 3 億円以下の部分　0.3 % 3 億円を超える部分　0.1 %
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に 3 万円を加算する。
遺言執行	遺言執行		下記基本手数料と時価による相続財産額に下記の利率を乗じた額の合計額 但し、遺言執行に裁判手続を要する場合は、別途裁判費用が必要となる。
			基本手数料　30 万円
			相続財産額　報酬率
			5,000 万円以下の部分　2.0 % 5,000 万円超 1 億円以下の部分　1.5 % 1 億円超 2 億円以下の部分　0.8 % 2 億円超 3 億円以下の部分　0.8 % 3 億円超 5 億円以下の部分　0.6 % 5 億円超 10 億円以下の部分　0.5 % 10 億円超の部分　0.3 %
会社設立等	設立、増減資、 組織変更、通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、最低額は 40 万円とする。 1,000 万円以下の部分　4 % 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の部分　3 % 2,000 万円を超え 1 億円以下の部分　2 % 1 億円を超え 2 億円以下の部分　1 % 2 億円を超え 20 億円以下の部分　0.5 % 20 億円を超える部分　0.3 %
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額
会社設立等以外の登記等	申請手続		一件 5 万円。ただし、事案によっては、所属弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき１，０００円とする。
株主総会等指導	基本		３０万円以上
	総会等準備も指導する場合		５０万円以上

現物出資等証明(会社法第２０７条第９項４号に基づく証明)	現物出資額の１．５％。ただし、３０万円を最低額とし、出資等にかかる財産の調査の難易、繁簡、証明をなすことによる所属弁護士の危険負担等を考慮し、所属弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

項　　目	分　　類	手　　数　　料
簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、所属弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が 150 万円以下の場合　30,000 円 給付金額が 150 万円を超える場合 給付金額の 2 %

第５章　時間制

（時間制）

第３６条 所属弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第２章ないし第６章の規定にかかわらず、３０分当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間等拘束時間を含む。）を乗じた額を、弁護士費用として受けることができる。ただし、時間制の契約をした場合は、第３８条所定の日当は発生しない。

２　前項の単価は、３０分ごとに定めるのを原則とし、１５分に満たざる時間は切り捨て、１５分以上の時間は、３０分として計算するものとする。

３　所属弁護士は、原則として予め依頼者と協議して定めた期間経過後、速やかにその間の事務処理に要した時間を依頼者にＦＡＸ送信するなど適宜の方法で報告し、その所要時間のチェックを受けなければならない。

４　所属弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の有する経済的利益、困難性、重大性、特殊性、新規性及び所属弁護士の熟練度等を考慮し、次表を基準として協議決定する。

弁護士経験年数	弁護士費用１時間単価 （30 分あたり）
弁護士経験５年未満	１万円～２万 5,000 円 （30 分あたり 5,000 円～１万 2,500 円）
弁護士経験５年以上１０年未満	２万円～３万円 （30 分あたり１万円～１万 5,000 円）
弁護士経験１０年以上１５年未満	２万 5,000 円～４万円 （30 分あたり１万 2,500 円～２万円）

弁護士経験１５年以上	3 万 5,000 円～６万円 (30 分あたり 1 万 7,500 円～ 3 万円)

５　所属弁護士は、時間制により弁護士費用を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第６章　顧問料

（顧問料）

第３７条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額５万円以上
非事業者	月額２万円以上７万円以下

２　顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。

３　簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第７章　日当

（日当）

第３８条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復２時間を超え４時間まで）	３万円以上５万円以下
一日（往復４時間を超える場合）	５万円以上１０万円以下

２　前項にかかわらず、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

３　所属弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第８章　実費等

（実費等の負担）

第３９条 所属弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

２　所属弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

（交通機関の利用）

第４０条 所属弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第９章　委任契約の清算

（委任契約の中途終了）

第４１条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任、又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの着手金の全部若しくは一部を返還し、又は成功報酬金の全部若しくは一部を請求する。

２　前項において、委任契約の終了につき所属弁護士のみに重大な責任があるときは、所属弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、所属弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

３　第１項において、委任契約の終了につき、所属弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が所属弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、所属弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして成功報酬金の全部を請求することができる。ただし、所属弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

（事件等処理の中止等）

第４２条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、所属弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

２　前項の場合には、所属弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

（弁護士報酬の相殺等）

第４３条 依頼者が着手金や成功報酬金又は立替実費等を支払わないときは、所属弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

２　前項の場合には、所属弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。

（附　則１）

本規定は、平成１６年６月１日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則２）

改正規定は、平成１７年３月１日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則３）

改正規定は、平成２０年３月３日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則４）

改正規定は、平成２１年３月３日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則５）

改正規定は、消費税の税率変更の点を除いて平成２６年４月１日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則６）

改正規定は、令和元年５月１日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則７）

改正規定は、令和３年５月１日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

（附　則８）

改正規定は、令和７年８月１日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

以上